

別 添

1 指定漁業を営むことのできる権利等の評価

漁業法第 36 条((農林水産大臣による漁業の許可))に規定する漁業及び同法第 57 条((都道府県知事による漁業の許可))に規定する漁業等を営むことのできる権利の価額は、営業権の価額に含めて評価することとした。

(評価通達 164=改正)

1 従来 of 取扱い

漁業許可制度は、漁業法等に基づき、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営むてはならない制度である。

これらの許可を受けることにより、当該許可に基づき排他的に漁業を営むことができることから、評価通達上、これを「指定漁業を営むことのできる権利等」として、その価額を営業権の価額に含めて評価している (評価通達 164)。

2 通達改正の概要等

(1) 漁業許可制度における許可体系の見直し

漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号) による漁業法の改正により、漁業許可制度における許可体系について、次表のとおり見直しが行われた。

許可者	改正前	改正後
農林水産大臣	<u>指定漁業</u> 政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者やその使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業 (漁業法 52) (沖合底びき漁業、大中型まき網漁業等)	<u>大臣許可漁業</u> 政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業 (漁業法 36) (沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等)
	<u>特定大臣許可漁業</u> 国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業 (漁業法 65 等) (ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等)	
都道府県知事	<u>法定知事許可漁業</u> 農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業 (漁業法 66) (中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等)	<u>知事許可漁業</u> 農林水産大臣や都道府県知事が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業 (漁業法 57) (中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、機船船びき網漁業等) ※ 都道府県知事が許可隻数等を設定しない場合は、漁業法第 119 条に基づき許可。
	<u>知事許可漁業</u> 法定知事許可漁業以外で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業 (漁業法 65 等) (小型まき網漁業、機船船びき網漁業等)	

**(2) 大臣許可漁業を営むことのできる権利等の評価方法**

上記(1)の改正後の漁業法第 36 条((農林水産大臣による漁業の許可))に規定する漁業及び同法第 57 条((都道府県知事による漁業の許可))に規定する漁業等を営むことのできる権利は、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けて排他的に漁業を営むことができるものであり、これらの評価方法について、上記 1 と異なる考え方を採用すべき理由はないことから、従来 of 取扱いと同様に、営業権の価額に含めて評価することとした。

**(3) 適用時期**

令和 3 年 1 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとした。